



【留意事項】

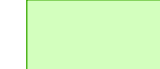


- ・本資料は、徳島市都市計画法施行条例第5条第2号に規定する「市長が指定する土地の区域」を示すものです。
- ・開発許可等には、同条例の規定に基づく他の基準を満たす必要があります。
- ・本資料が示す範囲内のどこでも許可ができるわけではありません。

徳島市都市計画法施行条例（抄）

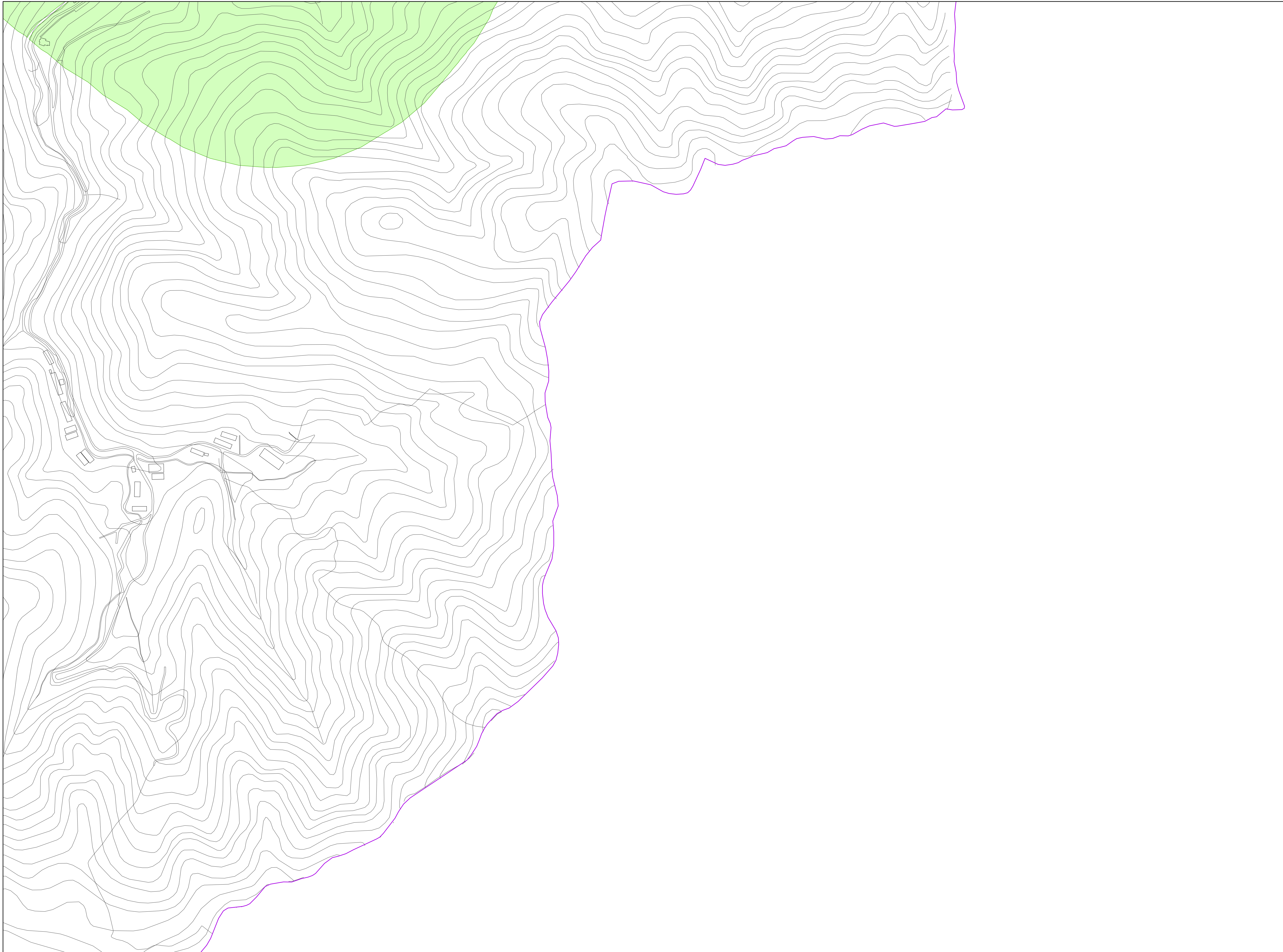
第5条 法第34条第11号の条例で指定する土地の区域は、次の各号（開発行為のうち建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路（以下「道路」という。）に接するための道路及び通路の整備に係る部分については、第1号から第3号まで）のいずれにも該当する土地の区域とする。

- (1) 政令第29条の9各号に掲げる区域（規則で定める基準に適合する区域を除く。）以外の土地の区域
- (2) 市街化区域から4キロメートルを超えない土地の区域のうち、市長が指定する土地の区域
- (3) 敷地相互間の最短距離が55メートルを超えない距離に位置している建築物（市街化区域内に存するものを含む。以下この号において同じ。）が40以上連たんしている土地の区域又は半径250メートルの範囲内に40以上の建築物が存する土地の区域
- (4) 不動産登記法（平成16年法律第123号）第2条第9号に規定する登記簿の同条第18号に規定する地目が宅地又は雑種地として登記されており、かつ、当該登記の年月日が平成13年5月17日以前である土地の区域

【図面の記載事項】

- ・  指定区域
- ・  市街化区域
- ・  都市計画区域





【留意事項】

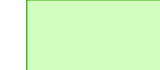


- ・本資料は、徳島市都市計画法施行条例第5条第2号に規定する「市長が指定する土地の区域」を示すものです。
- ・開発許可等には、同条例の規定に基づく他の基準を満たす必要があります。
- ・本資料が示す範囲内のどこでも許可ができるわけではありません。

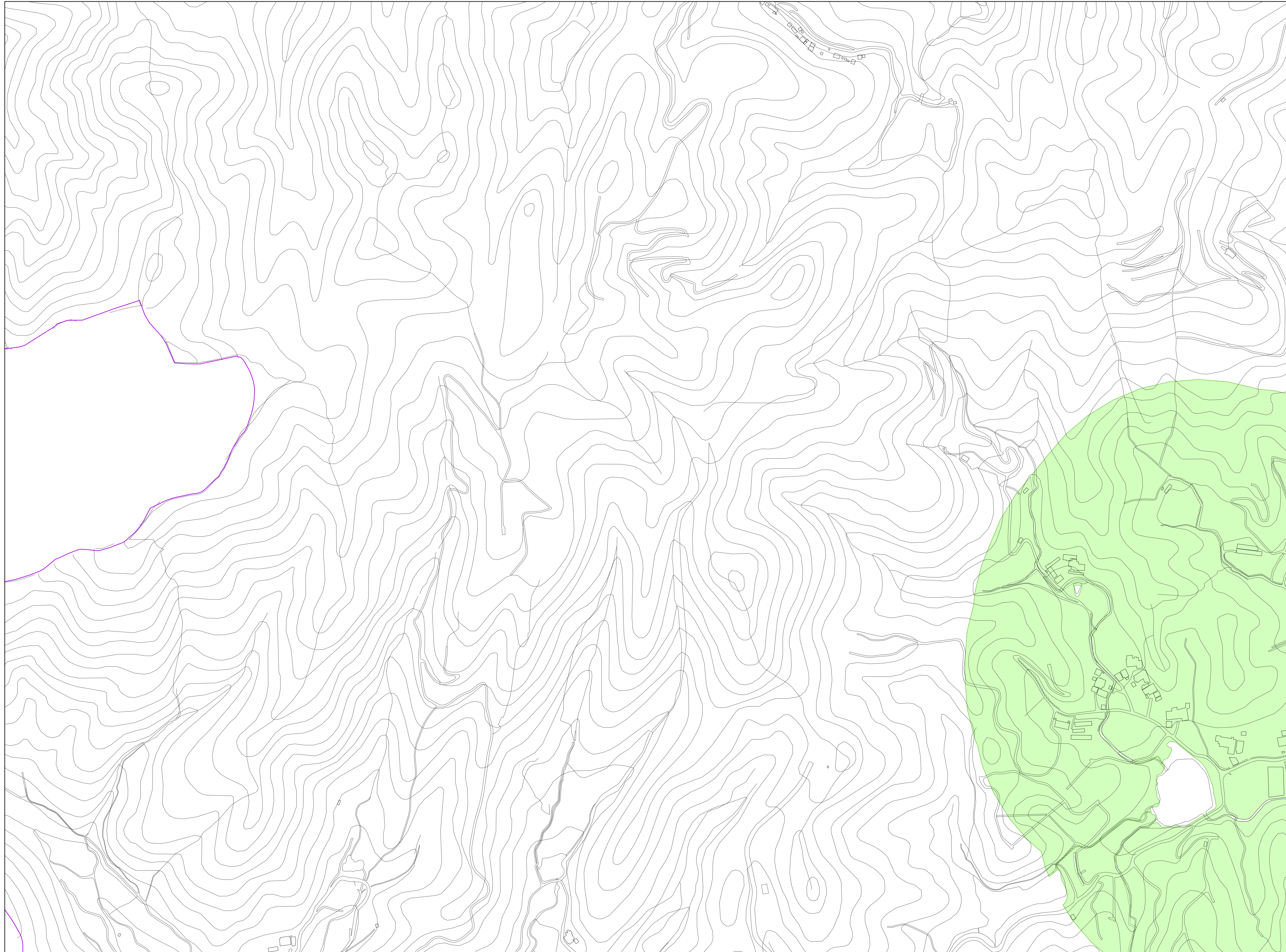
徳島市都市計画法施行条例（抄）

第5条 法第34条第11号の条例で指定する土地の区域は、次の各号（開発行為のうち建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路（以下「道路」という。）に接するための道路及び通路の整備に係る部分については、第1号から第3号まで）のいずれにも該当する土地の区域とする。

- (1) 政令第29条の9各号に掲げる区域（規則で定める基準に適合する区域を除く。）以外の土地の区域
- (2) 市街化区域から4キロメートルを超えない土地の区域のうち、市長が指定する土地の区域
- (3) 敷地相互間の最短距離が55メートルを超えない距離に位置している建築物（市街化区域内に存するものを含む。以下この号において同じ。）が40以上連たんしている土地の区域又は半径250メートルの範囲内に40以上の建築物が存する土地の区域
- (4) 不動産登記法（平成16年法律第123号）第2条第9号に規定する登記簿の同条第18号に規定する地目が宅地又は雑種地として登記されており、かつ、当該登記の年月日が平成13年5月17日以前である土地の区域

【図面の記載事項】

- ・  指定区域
- ・  市街化区域
- ・  都市計画区域



【留意事項】

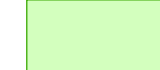


- ・本資料は、徳島市都市計画法施行条例第5条第2号に規定する「市長が指定する土地の区域」を示すものです。
- ・開発許可等の際には、同条例の規定に基づく他の基準を満たす必要があります。
- ・本資料が示す範囲内のどこでも許可ができるわけではありません。

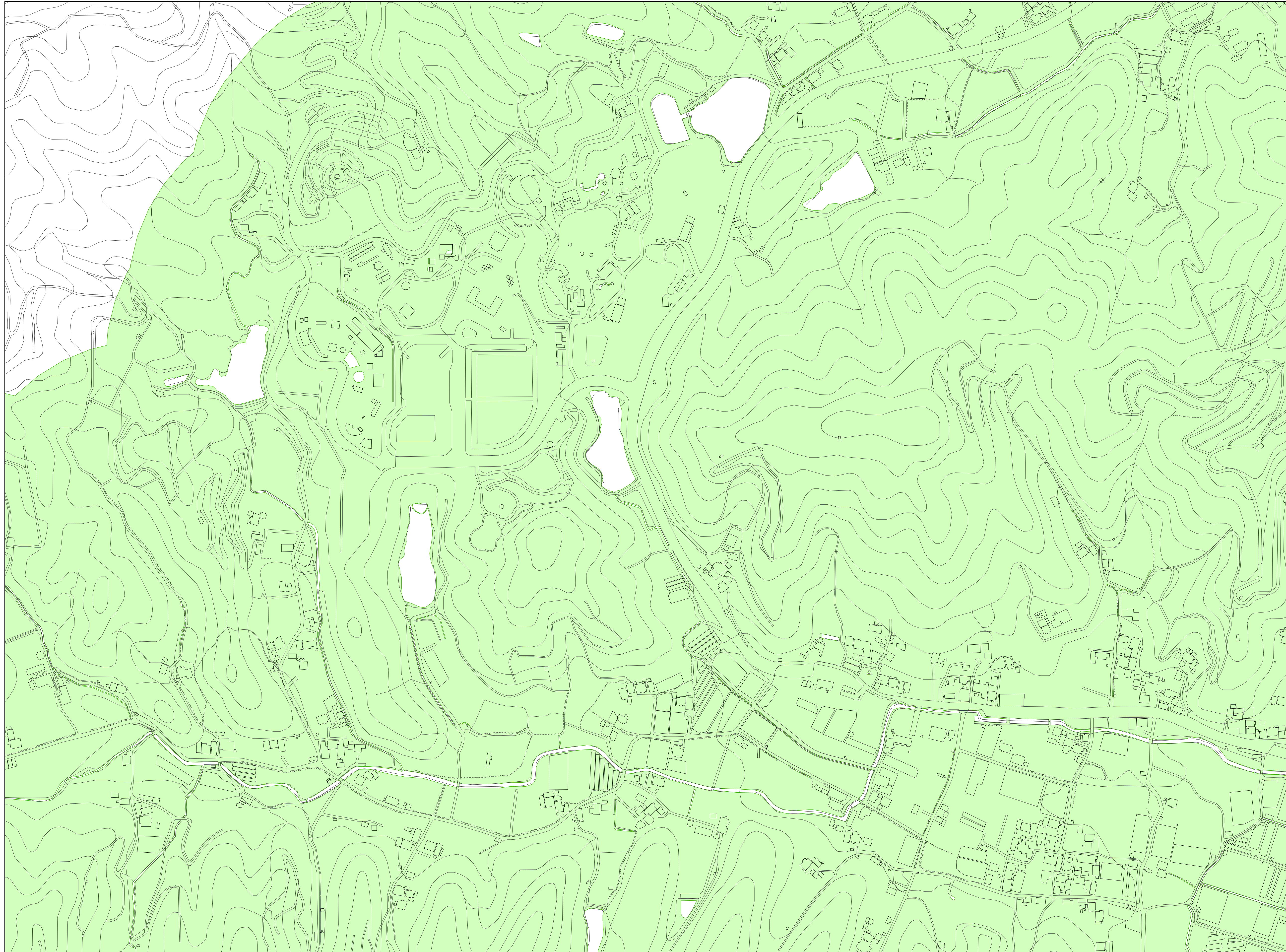
徳島市都市計画法施行条例（抄）

第5条 法第34条第11号の条例で指定する土地の区域は、次の各号（開発行為のうち建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路（以下「道路」という。）に接するための道路及び通路の整備に係る部分については、第1号から第3号まで）のいずれにも該当する土地の区域とする。

- (1) 政令第29条の9各号に掲げる区域（規則で定める基準に適合する区域を除く。）以外の土地の区域
- (2) 市街化区域から4キロメートルを超えない土地の区域のうち、市長が指定する土地の区域
- (3) 敷地相互間の最短距離が55メートルを超えない距離に位置している建築物（市街化区域内に存するものを含む。以下この号において同じ。）が40以上連たんしている土地の区域又は半径250メートルの範囲内に40以上の建築物が存する土地の区域
- (4) 不動産登記法（平成16年法律第123号）第2条第9号に規定する登記簿の同条第18号に規定する地目が宅地又は雑種地として登記されており、かつ、当該登記の年月日が平成13年5月17日以前である土地の区域

【図面の記載事項】

- ・  指定区域
- ・  市街化区域
- ・  都市計画区域



【留意事項】

- ・本資料は、徳島市都市計画法施行条例第5条第2号に規定する「市長が指定する土地の区域」を示すものです。
- ・開発許可等の際には、同条例の規定に基づく他の基準を満たす必要があります。
- ・本資料が示す範囲内のどこでも許可ができるわけではありません。

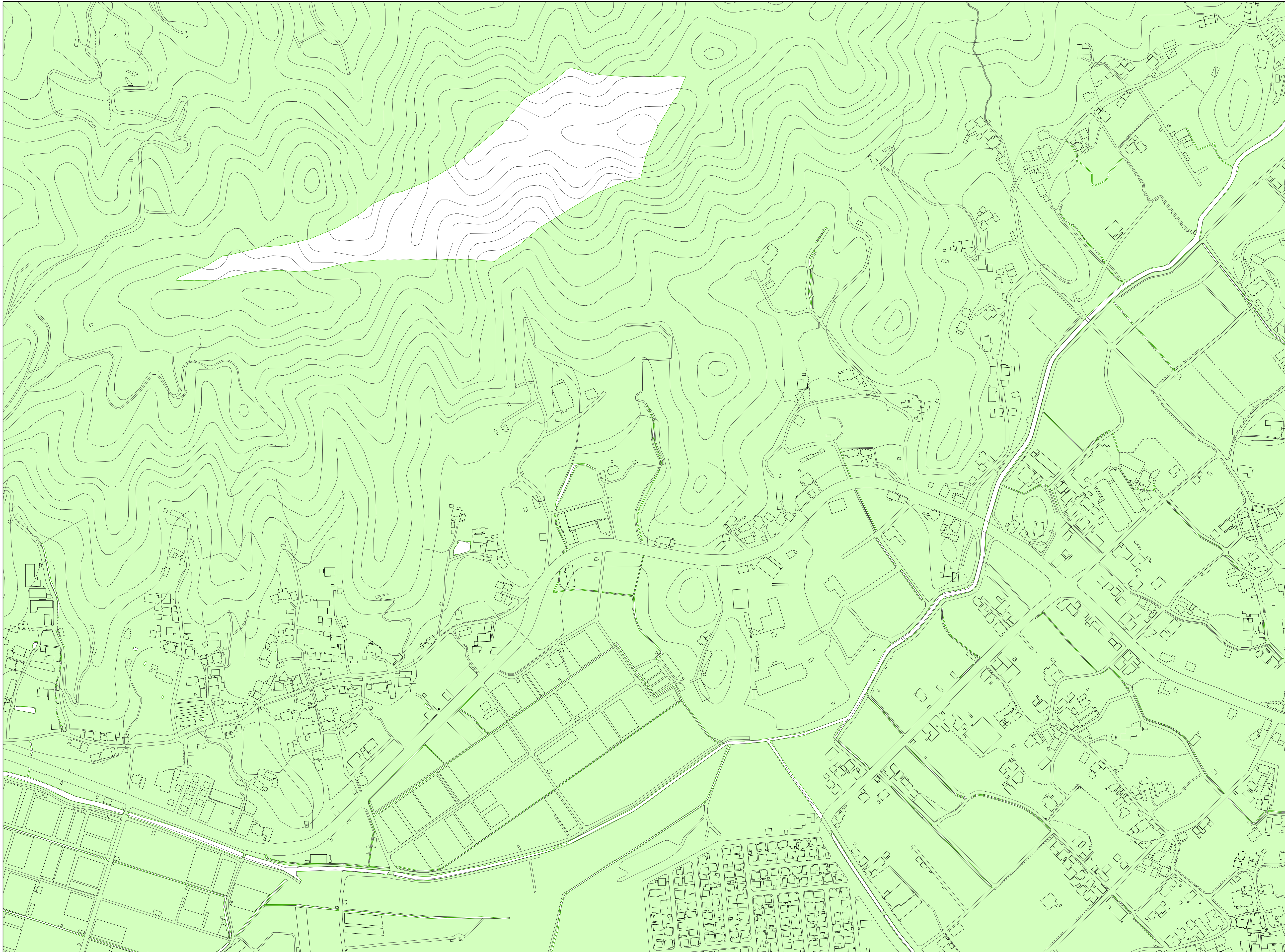
徳島市都市計画法施行条例（抄）

第5条 法第34条第11号の条例で指定する土地の区域は、次の各号（開発行為のうち建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路（以下「道路」という。）に接するための道路及び通路の整備に係る部分については、第1号から第3号まで）のいずれにも該当する土地の区域とする。

- (1) 政令第29条の9各号に掲げる区域（規則で定める基準に適合する区域を除く。）以外の土地の区域
- (2) 市街化区域から4キロメートルを超えない土地の区域のうち、市長が指定する土地の区域
- (3) 敷地相互間の最短距離が55メートルを超えない距離に位置している建築物（市街化区域内に存するものを含む。以下この号において同じ。）が40以上連たんしている土地の区域又は半径250メートルの範囲内に40以上の建築物が存する土地の区域
- (4) 不動産登記法（平成16年法律第123号）第2条第9号に規定する登記簿の同条第18号に規定する地目が宅地又は雑種地として登記されており、かつ、当該登記の年月日が平成13年5月17日以前である土地の区域

【図面の記載事項】

- ・ 指定区域
- ・ 市街化区域
- ・ 都市計画区域



【留意事項】

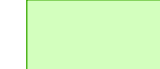


- ・本資料は、徳島市都市計画法施行条例第5条第2号に規定する「市長が指定する土地の区域」を示すものです。
- ・開発許可等の際には、同条例の規定に基づく他の基準を満たす必要があります。
- ・本資料が示す範囲内のどこでも許可ができるわけではありません。

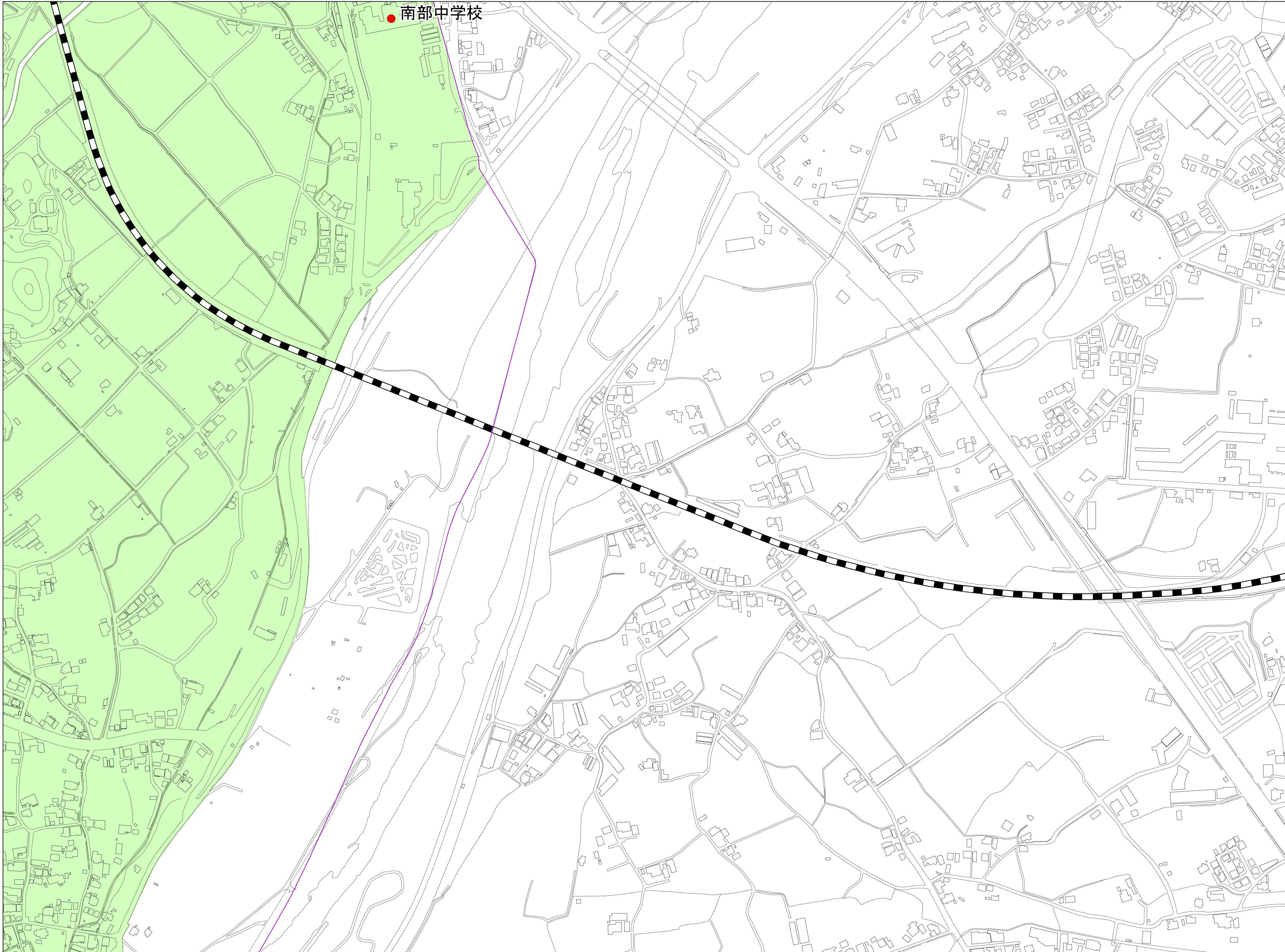
徳島市都市計画法施行条例（抄）

第5条 法第34条第11号の条例で指定する土地の区域は、次の各号（開発行為のうち建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路（以下「道路」という。）に接するための道路及び通路の整備に係る部分については、第1号から第3号まで）のいずれにも該当する土地の区域とする。

- (1) 政令第29条の9各号に掲げる区域（規則で定める基準に適合する区域を除く。）以外の土地の区域
- (2) 市街化区域から4キロメートルを超えない土地の区域のうち、市長が指定する土地の区域
- (3) 敷地相互間の最短距離が55メートルを超えない距離に位置している建築物（市街化区域内に存するものを含む。以下この号において同じ。）が40以上連たんしている土地の区域又は半径250メートルの範囲内に40以上の建築物が存する土地の区域
- (4) 不動産登記法（平成16年法律第123号）第2条第9号に規定する登記簿の同条第18号に規定する地目が宅地又は雑種地として登記されており、かつ、当該登記の年月日が平成13年5月17日以前である土地の区域

【図面の記載事項】

- ・  指定区域
- ・  市街化区域
- ・  都市計画区域



【留意事項】

- 本資料は、徳島市都市計画法施行条例第5条第2号に規定する「市長が指定する土地の区域」を示すものです。
- 開発許可等の際には、同条例の規定に基づく他の基準を満たす必要があります。
- 本資料が示す範囲内のどこでも許可ができるわけではありません。

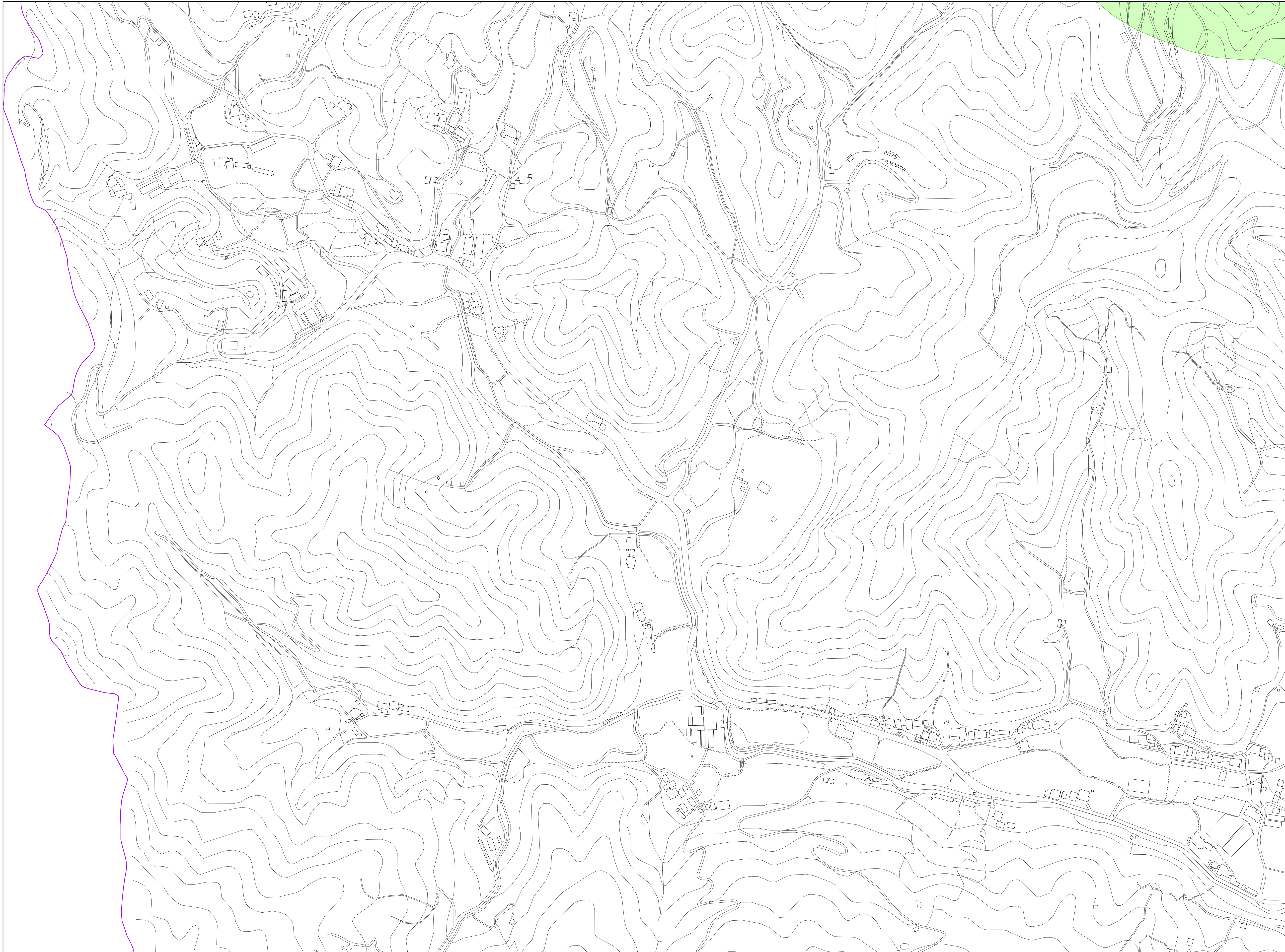
徳島市都市計画法施行条例（抄）

第5条 法第34条第11号の条例で指定する土地の区域は、次の各号（開発行為のうち建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路（以下「道路」という。）に接するための道路及び通路の整備に係る部分については、第1号から第3号まで）のいずれにも該当する土地の区域とする。

- (1) 政令第29条の9各号に掲げる区域（規則で定める基準に適合する区域を除く。）以外の土地の区域
- (2) 市街化区域から4キロメートルを超えない土地の区域のうち、市長が指定する土地の区域
- (3) 敷地相互間の最短距離が55メートルを超えない距離に位置している建築物（市街化区域内に存するものを含む。以下この号において同じ。）が40以上連たんしている土地の区域又は半径250メートルの範囲内に40以上の建築物が存する土地の区域
- (4) 不動産登記法（平成16年法律第123号）第2条第9号に規定する登記簿の同条第18号に規定する地目が宅地又は雑種地として登記されており、かつ、当該登記の年月日が平成13年5月17日以前である土地の区域

【図面の記載事項】

- 指定区域
- 市街化区域
- 都市計画区域



【留意事項】

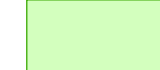


- ・本資料は、徳島市都市計画法施行条例第5条第2号に規定する「市長が指定する土地の区域」を示すものです。
- ・開発許可等の際には、同条例の規定に基づく他の基準を満たす必要があります。
- ・本資料が示す範囲内のどこでも許可ができるわけではありません。

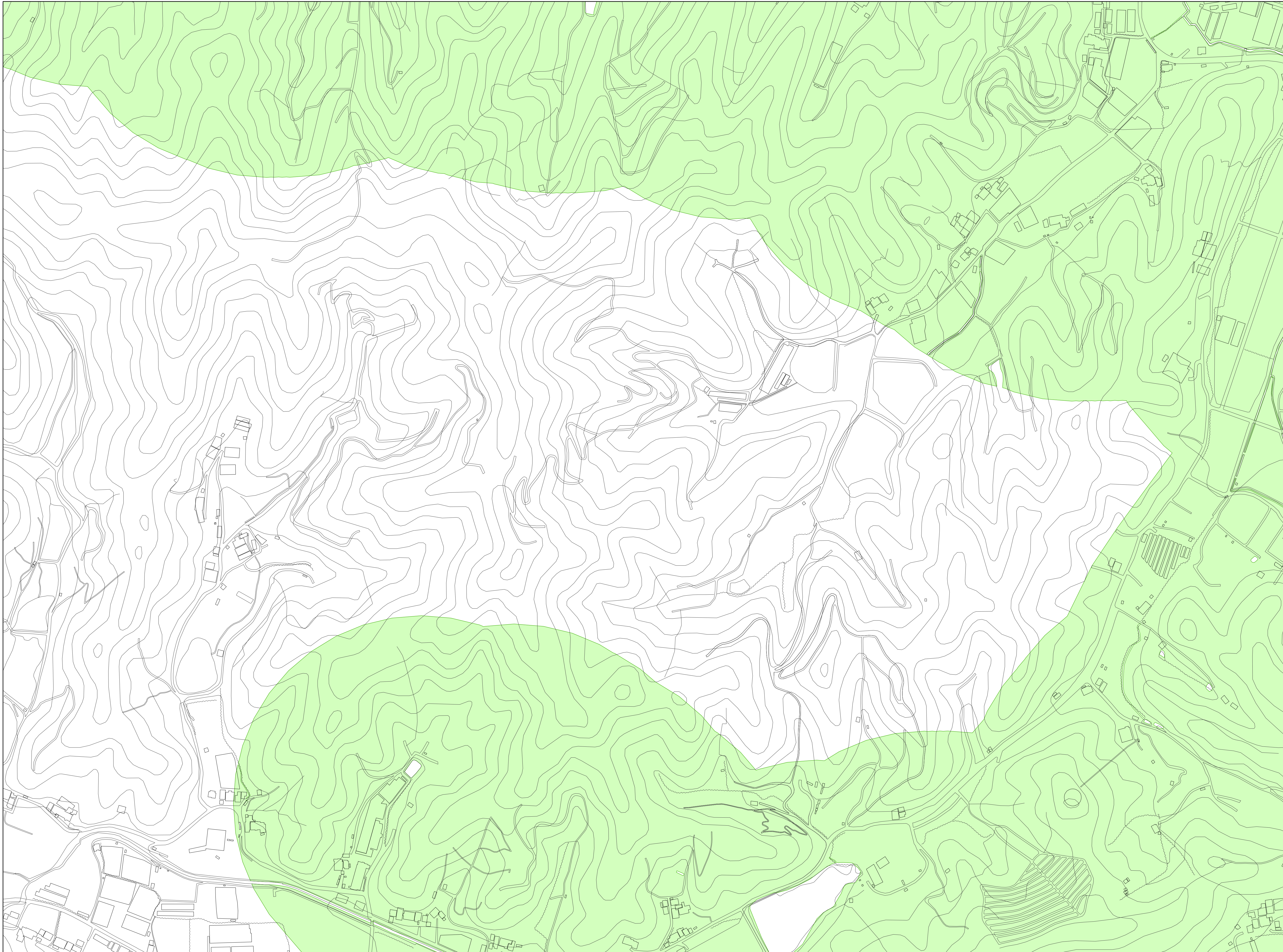
徳島市都市計画法施行条例（抄）

第5条 法第34条第11号の条例で指定する土地の区域は、次の各号（開発行為のうち建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路（以下「道路」という。）に接するための道路及び通路の整備に係る部分については、第1号から第3号まで）のいずれにも該当する土地の区域とする。

- (1) 政令第29条の9各号に掲げる区域（規則で定める基準に適合する区域を除く。）以外の土地の区域
- (2) 市街化区域から4キロメートルを超えない土地の区域のうち、市長が指定する土地の区域
- (3) 敷地相互間の最短距離が55メートルを超えない距離に位置している建築物（市街化区域内に存するものを含む。以下この号において同じ。）が40以上連たんしている土地の区域又は半径250メートルの範囲内に40以上の建築物が存する土地の区域
- (4) 不動産登記法（平成16年法律第123号）第2条第9号に規定する登記簿の同条第18号に規定する地目が宅地又は雑種地として登記されており、かつ、当該登記の年月日が平成13年5月17日以前である土地の区域

【図面の記載事項】

- ・  指定区域
- ・  市街化区域
- ・  都市計画区域



【留意事項】

- ・本資料は、徳島市都市計画法施行条例第5条第2号に規定する「市長が指定する土地の区域」を示すものです。
- ・開発許可等の際には、同条例の規定に基づく他の基準を満たす必要があります。
- ・本資料が示す範囲内のどこでも許可ができるわけではありません。

徳島市都市計画法施行条例（抄）

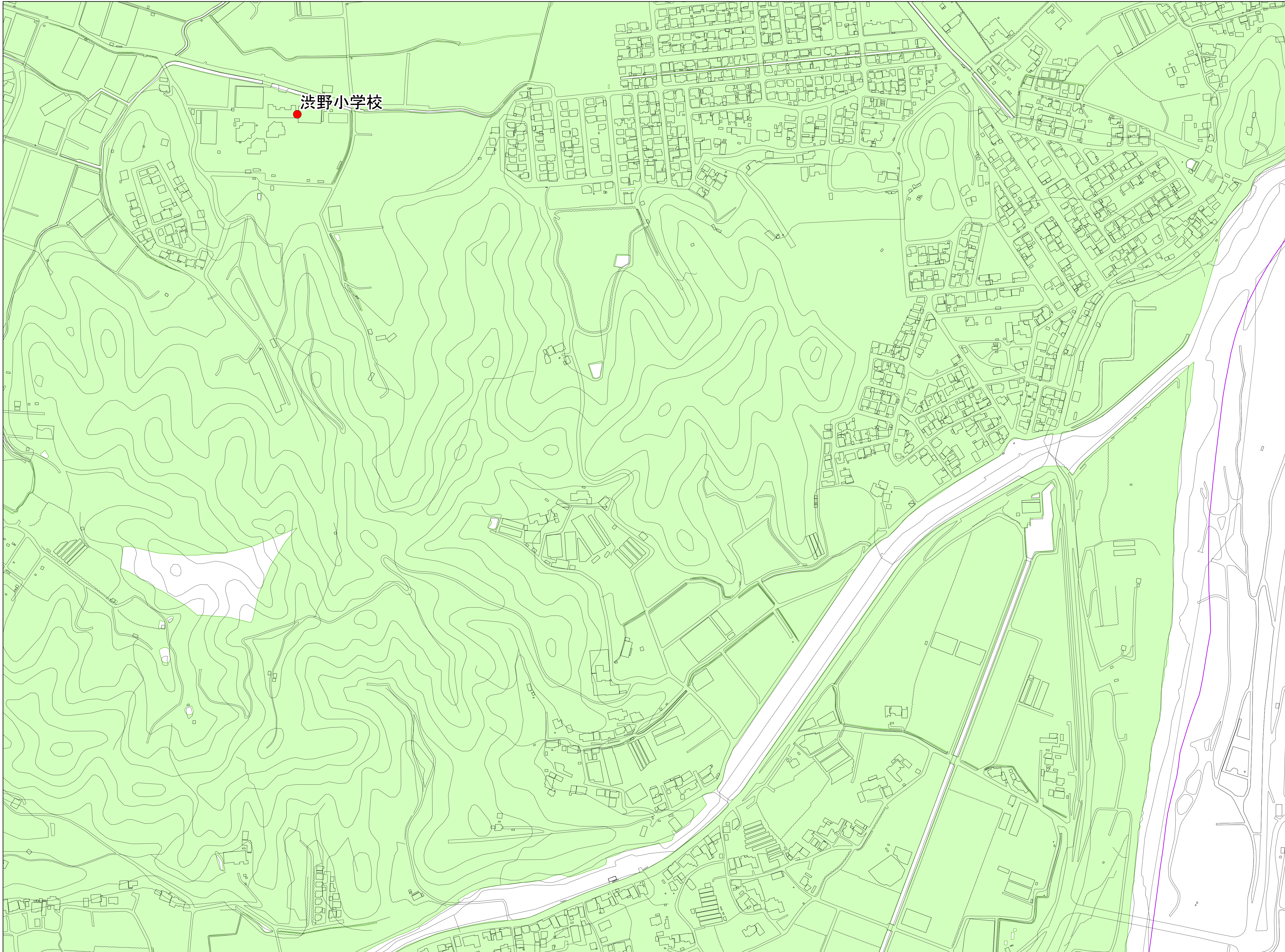
第5条 法第34条第11号の条例で指定する土地の区域は、次の各号（開発行為のうち建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路（以下「道路」という。）に接するための道路及び通路の整備に係る部分については、第1号から第3号まで）のいずれにも該当する土地の区域とする。

- (1) 政令第29条の9各号に掲げる区域（規則で定める基準に適合する区域を除く。）以外の土地の区域
- (2) 市街化区域から4キロメートルを超えない土地の区域のうち、市長が指定する土地の区域
- (3) 敷地相互間の最短距離が55メートルを超えない距離に位置している建築物（市街化区域内に存するものを含む。以下この号において同じ。）が40以上連たんしている土地の区域又は半径250メートルの範囲内に40以上の建築物が存する土地の区域
- (4) 不動産登記法（平成16年法律第123号）第2条第9号に規定する登記簿の同条第18号に規定する地目が宅地又は雑種地として登記されており、かつ、当該登記の年月日が平成13年5月17日以前である土地の区域

【図面の記載事項】

- ・ 指定区域
- ・ 市街化区域
- ・ 都市計画区域





【留意事項】

- 本資料は、徳島市都市計画法施行条例第5条第2号に規定する「市長が指定する土地の区域」を示すものです。
- 開発許可等の際には、同条例の規定に基づく他の基準を満たす必要があります。
- 本資料が示す範囲内のどこでも許可ができるわけではありません。

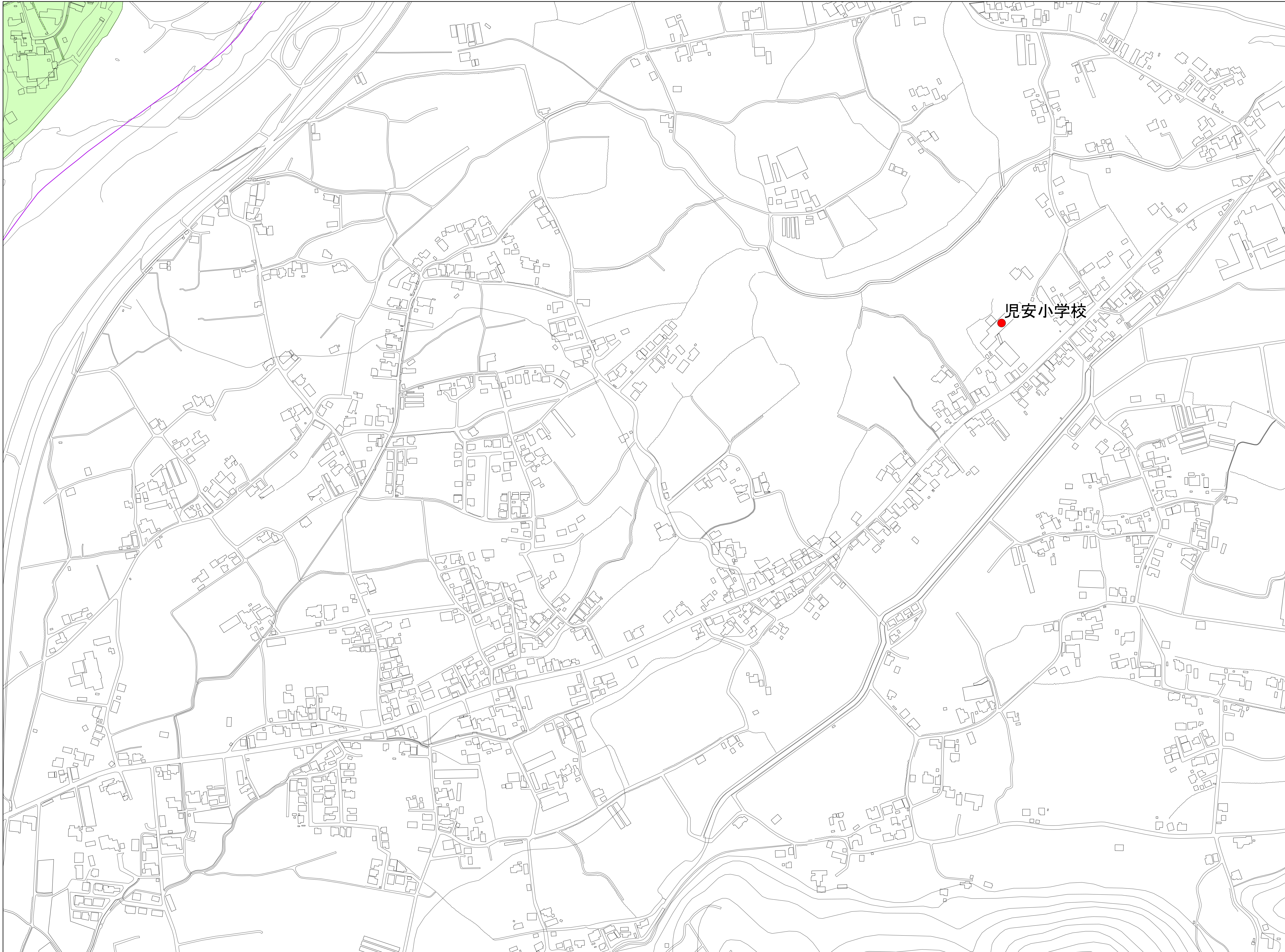
徳島市都市計画法施行条例（抄）

第5条 法第34条第11号の条例で指定する土地の区域は、次の各号（開発行為のうち建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路（以下「道路」という。）に接するための道路及び通路の整備に係る部分については、第1号から第3号まで）のいずれにも該当する土地の区域とする。

- 政令第29条の9各号に掲げる区域（規則で定める基準に適合する区域を除く。）以外の土地の区域
- 市街化区域から4キロメートルを超えない土地の区域のうち、市長が指定する土地の区域
- 敷地相互間の最短距離が55メートルを超えない距離に位置している建築物（市街化区域内に存するものを含む。以下この号において同じ。）が40以上連たんしている土地の区域又は半径250メートルの範囲内に40以上の建築物が存する土地の区域
- 不動産登記法（平成16年法律第123号）第2条第9号に規定する登記簿の同条第18号に規定する地目が宅地又は雑種地として登記されており、かつ、当該登記の年月日が平成13年5月17日以前である土地の区域

【図面の記載事項】

- 指定区域
- 市街化区域
- 都市計画区域



【留意事項】

- 本資料は、徳島市都市計画法施行条例第5条第2号に規定する「市長が指定する土地の区域」を示すものです。
- 開発許可等には、同条例の規定に基づく他の基準を満たす必要があります。
- 本資料が示す範囲内のどこでも許可ができるわけではありません。

徳島市都市計画法施行条例（抄）

第5条 法第34条第11号の条例で指定する土地の区域は、次の各号（開発行為のうち建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路（以下「道路」という。）に接するための道路及び通路の整備に係る部分については、第1号から第3号まで）のいずれにも該当する土地の区域とする。

- (1) 政令第29条の9各号に掲げる区域（規則で定める基準に適合する区域を除く。）以外の土地の区域
- (2) 市街化区域から4キロメートルを超えない土地の区域のうち、市長が指定する土地の区域
- (3) 敷地相互間の最短距離が55メートルを超えない距離に位置している建築物（市街化区域内に存するものを含む。以下この号において同じ。）が40以上連たんしている土地の区域又は半径250メートルの範囲内に40以上の建築物が存する土地の区域
- (4) 不動産登記法（平成16年法律第123号）第2条第9号に規定する登記簿の同条第18号に規定する地目が宅地又は雑種地として登記されており、かつ、当該登記の年月日が平成13年5月17日以前である土地の区域

【図面の記載事項】

- 指定区域
- 市街化区域
- 都市計画区域